

豊田工業大学学則

(規程 第1号)

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、社会との緊密な交流連繋のもとに、豊かな人間性と創造的な知性を備えた実践的技術者を育成し、合わせて深く専門の学術を研究し、もって学術文化及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(学部・学科等)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

工学部 先端工学基礎学科

2 前項の学科に次のプログラムを置く。

モノづくり志向型データサイエンスAI教育プログラム

(人材育成目的)

第2条の2 本学の学部は、基礎を重視した分野横断型の教育と体験的教育を行うことにより、社会人としての基礎力と国際的な視野を持ち、多様な課題に挑戦し克服できる学識と創造性を備えた技術者・研究者を育成する。

(大学院)

第2条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第3条 本学の学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
先端工学基礎学科	100人	6人	412人
総 計	100人	6人	412人

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の学部の修業年限は4年とする。

2 学生は、6年を超えて本学の学部在学することはできない。

3 第18条から第20条までの規定により、編入学、転入学又は再入学を許可された者の修業年限及び前項の在学年限については、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。